

職業性疾患・疫学リサーチセンター

## 関西支部ニュース

発行責任者 水嶋 潔  
 東大阪市高井田元町1-3-1  
 みずしま内科クリニック内  
 TEL06(6781)3330  
<http://oe-rc-kansai.sakura.ne.jp>

## 関西支部第10回定期総会を開催

## アスベスト対策の広がりを実感



## 田村昭彦医師による記念講演

6月29日、ニューオーサカホテルで、第10回関西支部定期総会を開催し、14団体より41人が参加しました。

第一部は、九州社会医学研究所長田村昭彦医師による「産業医活動と職業病」の記念講演をおこないました。九州におけるじん肺・アスベストの取り組みとして、佐賀県鳥栖市にあった石綿セメント管製造工場E社の元作業員の自主健診をおこない多くの者に石綿による健康影響を認められた報告、ホームレス者のアスベスト被害、元清掃工場作業員のびまん性胸膜肥厚の公務災害認定事例、じん肺振動病健診九州ネットワーク（1993年埋もれて苦しむ潜在患者の救済は急務と九州各県各地でじん肺、振動病健診をおこなう体制の確立と活性化、社会的問題を明らかにするために結成）などについて報告がありました。また、全日本民医連でのアスベ

ストの取り組み（全日本民医連アスベスト多施設調査、アスベスト教育CD作成）・アスベスト関連疾患診断支援サイトの紹介もありました。

第二部「総会」は、議長に京建労の小林さんを選出。最初に水嶋支部長が開会あいさつと事例報告（77歳、川崎重工でボイラー製造を4年の従事歴の診断事例）を、氏家本部事務局長が本部あいさつをおこないました。続いて酒井事務局長が、この一年の活動報告（経過報告と活動のまとめ）と新年度の活動計画について議案提案。その後、加入団体から活動報告をおこないました。議案は全会一致で採択。新年度役員も承認されました。

続いて第三部は、懇親会。足立副支部長の進行で、参加団体より自己紹介がおこなわれ、交流を深めました。

## 選出された役員のみなさん（敬称略）

◎常任委員（三役）

- ・支部長：水嶋潔（みずしま内科クリニック院長）
- ・副支部長：足立司（阪神土建労組委員長）
- ・副支部長：伊藤明子（大阪アスベスト弁護団）
- ・事務局長：酒井仁巳（京建労書記長）

◎運営委員：各加入団体より代表1人

◎監事：戸崎（ひょうご労働安全衛生センター）  
森田（建交労）

◎事務局：篠木（阪神土建）、石上（兵庫県連）  
小林（京建労）、野路（クリニック）

◎リサーチセンター本部理事：水嶋、足立、  
酒井

2019年6月29日 第10回定期総会参加状況（14団体と個人より42人参加。順不同）

全建総連関係24（滋賀建築3、京建労4、兵庫県連4、阪神土建5、神戸土木2、大建労2、徳島建労3、中建国保1）、大阪アスベスト弁護団5、ひょうご労働安全衛生センター3、関西労働者安全センター1、建交労1、みずしま内科クリニック4、個人2、本部1、講師1

# 関西支部第10回定期総会・・・各団体の活動報告

【登録日雇港湾労働者の三遺族が企業補償を  
求め全国初の損害賠償訴訟提訴】  
・ひょうご労働安全衛生センター（戸崎正巳）



2017年9月12日、神戸地方裁判所に登録日雇港湾労働者として働き、石綿被害による疾病で亡くなられた三遺族が当時従事させていたK港運、A荷役、K倉庫、S港運を相手に損害賠償訴訟を起こしました。

三名は神戸港労働公共職業安定所の登録日雇港湾労働者として日雇業務の紹介を受け、被告ら港湾運送事業者の指揮命令のもとで神戸港に輸入された石綿の荷役に従事し、舁にまくり返された石綿袋の荷揚げ作業や、倉入れ、コンテナに積載された石綿袋のバン出しなどを行いました。

神戸港は、石綿取扱い量が全国の三分の一強、多い年は35万トンのうち10万トンを入力していました。ドンゴロス（麻袋）製の石綿袋は、本船より舁にモッコごとまくり返されることでロープにより擦り切れ、さらに手鉤を打ち込んで引き寄せたり石綿袋をパレットの上に併付けしました。石綿粉じんを頭からかぶる作業の連続でした。またコンテナ内の石綿袋の積み下ろし作業では、終了すると床に落ちた石綿粉じんをホウキで外に掃き出していました。

被告は、登録日雇が自社で働いた記録がない。確認できない。と原告の主張をほとんど「不知」とし、原告への立証を求めています。港湾労働には「荷役の変動性」があります。それは貨物量が月末月初に急増する要因、天候の理由による要因、船舶の遅れ、本船の寄港時間も一定でないこと等により、荷役作業量が変動することです。よって企業は、多くの常用労働者を雇用するのは困難でした。そこで安価な日雇労働市

場を利用してきました。

全港湾は、昭和41（1966）年港湾労働法の施行後いち早く労働組合を結成し、賃金、労働条件の交渉を開始してきました。そこでは石綿荷役作業が汚損手当として存在し、石綿荷役がいかに粉塵作業であったかを物語っています。特化則の制定後も頻繁な交渉で防塵マスクの着用、はしけ内まくり返しの是正など組合からの申入れが記録されていますが、一度も履行されたことがありませんでした。

3K職場であった石綿荷役の多くは、日雇労働者が就労しました。被告企業は日雇に安全配慮の義務を負わない。石綿荷役は常用労働者に行わせ、日雇は使用していない。とまで主張しています。ですが労災認定者は被告企業より、登録日雇の方に多くの被害者がいるのが現状です。港湾労働を支えてきた登録日雇港湾労働者は20名、石綿新法の時効救済で1名、合計21人が石綿による疾病で労災認定を受けています。

今後の裁判闘争に全力を傾注していきたいと思えます。

## 【建設アスベスト訴訟

### —大阪高裁ダブル勝訴判決】

#### ・大阪アスベスト弁護団（小林邦子弁護士）



全国6地域で闘っている建設アスベスト訴訟は、2018年8月31日に京都1陣高裁判決が、同年9月20日に大阪1陣高裁判決が出されました。いずれも国及び建材企業の責任を認め、従来の判決を更に一步前進させる、建設アスベスト訴訟の重要な到達点を築くものとなりました。

この大阪高裁ダブル勝訴判決で、国には10連続勝訴。一人親方・零細事業主に対する国の責任を認める画期的な高裁判決は3連続となりました。一人親方等に対する国の責任問題は、提訴から10年来、建設アスベスト訴訟における最大の争点・課題でしたが、2018年3月の東京高裁判決（東京1陣訴訟）が初めてこれを克服し、2つの大阪高裁判決がこの流れを引き継ぎました。また、大阪1陣高裁判決が、アスベスト建材を普及させた国の住宅政策を指摘し、これに製造使用禁止という抜本的な対策が十数年遅れた違法も指摘して、国の責任割合を

従来の3分の1から2分の1に大幅に引き上げた点も重要です。

京都1陣高裁判決では計10社、大阪1陣高裁判決では計8社につき、建材企業らの責任を認めました。建設アスベスト訴訟においては、被害者が長期間にわたって多数の建築現場で種類のアスベスト建材からの粉じんにはばく露していることから、発症の原因となったアスベスト建材や建材企業を特定することが極めて困難であるという本件特有の困難性が存在しています。2つの大阪高裁判決は、本件の因果関係立証の困難性と手持ち資料を提出しない建材企業の応訴態度を指摘して、マーケットシェアと確率論を駆使した原告らの立証方法の正当性を認め、被害者ごとに共同不法行為者を特定しました。この間、2つの地裁、3つの高裁判決が建材企業の責任を認めており、この流れも定着しつつあります。

大阪高裁判決に対してはいずれも双方が上告し、先行する神奈川1陣訴訟、東京1陣訴訟と共に、最高裁第一小法廷に係属しました。今年11月11日には福岡高裁判決（九州1陣訴訟）が予定され、来春には東京地裁判決（東京2陣訴訟）も予想されます。全国の弁護団の力を結集し、これまでの到達点を維持しつつ、違法始期や解体・屋外作業者に対する責任など克服すべき点を更に前進させ、最高裁での勝利につなげていきます。

大阪訴訟では3月に追加提訴を行い、被害者単位で1陣・2陣合計66名、原告数では合計100名を超える原告団となりました。全国で提訴した被害者約730名のうち、提訴後に約200名が亡くなった現実を見据え、裁判を全力で闘いつつ、一日も早い全面解決を求めていく決意です。

#### ■大阪・泉南アスベスト国賠訴訟のその後

2014年10月の泉南アスベスト国賠訴訟の最高裁判決によって国の責任が確定し、厚労大臣は、最高裁判決を受けて謝罪した上、判決で認められた石綿工場の元労働者やその遺族と同様の状況にあった被害者には、国が訴訟上の和解手続で賠償金が支払うことを約束しました。私たちの粘り強い要請を受けて、2017年10月以降、厚労省が、泉南型国賠の対象となる可能性のある元労働者・遺族約2100名にリーフレットの個別送付を実施した結果、今年

2月末時点において全国で被害者708名（約3割）が提訴、うち412名が和解に至っています。

泉南の闘いが多いの被害者を励まし、救済が広がっていることを大変嬉しく、誇らしく思います。また、地元泉南では、今年4月、地元で石綿の危険性を訴え続けた梶本政治医師の旧医院兼自宅跡に「アトリエ泉南石綿の館」がオープン。隣接する「泉南石綿の碑」とともに、アスベスト問題を発信する日本初の資料館として新たなスタートを切りました。

#### 【石綿肺の急性増悪で労災不認定

##### －再審査請求事案】

##### ・大阪アスベスト弁護団

（伊藤明子弁護士）



#### ■事案の概要と経過

被災者Mさんは、昭和32年4月から昭和39年5月まで7年1カ月間、川崎重工株式会社神戸工場で船のボイラー組み立て作業に従事。その際、鉄板と鉄板の間に保温断熱材として金網付きの石綿布団やアスベストボードなどを取り付ける作業において石綿粉じんにはばく露しました。

平成29年1月に水嶋先生に「管理4相当」と診断され、同年2月、兵庫労働局にじん肺管理区分決定申請するも、同年5月18日に「管理1」決定。その直前の同年4月27日に75歳で亡くなられたため、同年6月に遺族が労災申請しました。死亡診断書の直接死因は「慢性呼吸不全の急性増悪」、直接死因の原因は「石綿肺」とされています。

ところが、神戸東労基署は同年11月27日に不支給決定。これに対する審査請求も平成30年9月26日に棄却決定されました。ちなみに、労災申請段階では兵庫労働局の大西一男医師が、審査請求段階では岡山労働局の岸本卓巳医師が労災医員として意見書を提出しており、参与も全員棄却相当としています。

同年11月に再審査請求を行い、今年5月に口頭審理が行われ、現在決定待ちです。

#### ■争点と問題点

不認定の理由は、①画像上、わずかな肺の線維化所見が見られるのは平成25年であり、②同年から死に至る平成29年までは約4年、線維化が顕在化したのは平成27年であり同年から死亡までは約2年である。石綿肺における線

維化がこのように2～4年で急性増悪することはあり得ないから、Mさんは石綿肺ではなく、原因不明の特発性間質性肺炎（慢性間質性肺炎）であるというものです。

これに対し、遺族は、①Mさんの石綿肺の発症時期は平成19年であり、平成29年に死亡するまで約10年経過している、②仮に、平成25年に初めて肺の線維化所見が認められるとしても、臨床経過（肺の線維化の進行速度ないし急性増悪の有無）によって石綿肺と特発性間質性肺炎を鑑別診断することは誤りである。その重要な鑑別指標は石綿粉じんばく露従事歴と胸膜プラークであり、Mさんにこれらが認められる以上、石綿肺として労災認定されるべきと主張しています。なお、Mさんの石綿粉じんばく露作業及び広範囲の石灰化胸膜プラークの存在は原決定も認めており、争いがありません。

審査請求・再審査請求においては、水嶋先生

に意見書2通を作成していただくと共に、岸本医師の講演録を含めた国内外の医学文献を提出して論証しました。Mさんのような蜂窩肺型石綿肺の場合は、特発性間質性肺炎と同様、急性増悪を認めることが少なくないと指摘する文献もあり、急性増悪の有無を石綿肺と特発性間質性肺炎の鑑別指標とすることは現在の医学的知見に反しており、誤りです。そして、労災手続における被災者救済の考え方からしても、医学的に他の疾病である蓋然性が高いと判断されない以上、認定されるべきです。

生前、在宅酸素療法をしていたMさんは、主治医からも石綿健康診断の受診病院からも石綿肺と診断されていました。せめてMさんの苦しみの原因を公正に認めてもらいたいという遺族の思いを受け止め、誤った判断が見直されることを期待しています。

## 総会で確認された 関西支部 2019年度活動計画

《職業性呼吸器疾患に係る疫学・治療に関する調査研究事業》

- ・全建総連傘下の各組合と共同し、「レントゲン再読影事業」を引き続き拡大して、建設労働者における健康被害の掘り起こしと被害の実態解明を進めます。読影費用は昨年と同様とし、統一の「再読影シート」を活用するものとします。再読影枚数が拡大する一方、読影医師が水嶋支部長一人という状況であり、この事業に参加する専門医の確保が急がれます。
- ・労災申請や管理区分申請等の各組合のフォローを呼び掛けます。二次受診者の「受診結果報告書」の活用も引き続きすすめます。
- ・ANCA陽性の塵肺患者における労災認定について、引き続き研究を進めます。
- ・引き続き、「胸膜エコー」によるプラーク検出の研究を行います。

《労災事例検討会等の情報収集・提供事業》

- ・定例会議での「事例検討会」を引き続き充実させます。
- ・定例会議等での会員の学習活動を重視します。
- ・事例を集約し、各府県の労働局・労基署への申し入れも検討します。

《職業性呼吸器疾患の予防ならびに救済活動に関する保健相談事業》

- ・各地域での講演会等や保健相談事業などの開催を検討します。

《教育事業》

- ・医師向けの学習会や「シャウカステンセミナー」開催など、医師に対する読影能力の向上、医療従事者の塵肺など職業性疾患に対する理解と対応能力の改善へ、取り組みの具体化を進めます。

《支部広報ならびにホームページ等による啓蒙事業》

- ・広報誌「関西支部ニュース」年3回以上の発行をめざします。投稿などのご協力をお願いします。
- ・ホームページの充実を図ります。
- ・社会労働衛生誌や関連出版物の普及を図ります。

《組織・財政》

- ・医療関係者や運動団体に働きかけ、会員の拡大につとめます。
- ・前理事長急逝後、法人の体制が大きく変化し、安定した収入確保と財政の維持が大きな課題となっています。支部としても、節約と計画的な財政執行に努めます。